

# 1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 3-2-3 千代川ビル 4階

## 令和8年度税制改正①～法人税

**Q** 昨年12月に令和8年の税制改正大綱が発表されました。この中で、法人税に関する改正のポイントはなんですか

### 解説

令和8年度の法人税に係る税制改正のポイントは、賃上げ促進税制の見直し、少額資産の特例の改正、試験研究費などの見直しなどがあげられます。

#### 1. 賃上げ促進税制の見直し

- ①大企業向けについては、**2026年3月31日までに開始する各事業年度まで適用**しますが、**その後は廃止**となります。
- ②中堅企業向けについては、**2027年3月31日までに開始する各事業年度まで適用**しますが、**その後は廃止**となります。
- ③中小企業向けについては、2027年3月31日までに開始する各事業年度について適用しますが、**教育訓練に係る上乘せ措置などは廃止予定**です。  
※中堅企業とは基本的に**資本金が1億円超**で、従業員数が2千人以下の法人をいいます。

#### 2. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の特例

- ①適用期限を3年延長し、**令和11年3月31日まで**とします。
- ②対象となる減価償却資産の取得価額を現行の**30万円未満から、40万円未満**に引き上げます。
- ③対象法人については常時使用する従業員の数が**400人を超える法人は除外**します。

#### 3. 研究開発税制の見直し

- ①AIや先端ロボット等に係る費用などの重点産業技術も対象とします。
- ②一般試験研究費に係る控除率などを見直しします。
- ③海外に委託する試験研究費について一定の制限を加えることとします。

### 要するに…

今回の税制改正では大企業に影響を与える改正が大きいのが特徴です。中小企業については、少額資産の損金算入の特例の対象となる資産の取得価額が30万円から40万円に上がったのはうれしい改正ですね。